

新型コロナウイルス感染症対策本部（第3回）

日時：令和2年1月31日（金）

18時10分～18時25分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月31日9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレー シア	オース トラリア	米国
患者数	9692	12	6	9	13	1	14	5	8	9	6
死亡者数	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	カナダ	フランス	ドイツ	カンボ ジア	スリラン カ	UAE	フィン ランド	フィリピン	インド	イタリア	合計
患者数	3	6	5	1	1	4	1	1	1	2	9800
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での213例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5－7例目、1月29日に8例目、1月30日に9－12例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月31日9時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	38名特定(健康観察終了)
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによるPHEIC宣言の概要(速報)

2020年1月30日
(ジュネーブ時間)

新型コロナウイルスに関連した感染症について、2020年1月30日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言された。

現状の認識

- まだ明らかになっていないことは多い。
- 1ヶ月でWHOの5つ地域で感染が拡大。
- ヒトからヒトへの感染は武漢や中国以外でも発生が確認されている。
- 一方で、各国が早期発見、患者の隔離及び治療、接触者の健康観察、接触する機会を減らす対策をとることで、感染拡大を防ぐことができる。

助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 人への感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
2. 一般的に、公衆衛生上の緊急事態における人や物資の移動制限は、必ずしも効果的ではない。ただし、特定の状況(例えば脆弱な人口集団間で感染の強度が高い場合)では、一時的に有効。
3. 渡航制限を実施する際は、必ずWHOに報告しなければならない。差別を誘発するような措置は控えるべきである。
4. 国際社会は互いに団結し、感染源の特定、ヒトからヒトへの感染の全容解明、輸入症例に対する準備、及び必要な治療薬の研究開発について協力していくべき。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について

令和2年1月31日閣議決定

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令の施行期日を、公布の日(令和2年1月28日)から起算して4日を経過した日(2月1日)とする。

【施行日を改める政令】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検疫法施行令の一部を改正する政令

(※)従来の施行期日は、公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、 実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。</p> <p>患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用</p> <p>協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p> <p>法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ)</p> <p>(2) 自己申告の呼びかけ</p> <p>協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)</p>

報道関係者 各位

令和2年1月31日

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室長

梅田 浩史(内 2389)

係長 山田 大悟(内 2387)

(代表番号) 03(5253)1111

(直通番号) 03(3595)2257

新型コロナウイルスに関連した無症状病原体保有者（*） の発生について

（*）無症状病原体保有者とは、症状はないが、PCR 検査が陽性だったもの

昨日（1月30日）、武漢市からのチャーター便により帰国した邦人210人のうち、医療機関へ搬送された13人について、昨日20時45分、国立感染症研究所等において新型コロナウイルスに係る検査を実施したところ、13人全員が陰性との報告がありました。

また、本日（1月31日）10時頃に、国立感染症研究所より、残り197人の結果が報告されました。その中で、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の2症例の報告がありました。2例はいずれも無症状病原体保有者です。

これらの方は、昨日武漢市からのチャーター便により帰国された邦人で、国立国際医療研究センターにおいて検体採取を行ったPCR検査の結果、新型コロナウイルスが検出されました。本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

概要

無症状病原体保有者3例目

① 年代： 30代

② 性別： 男性

③ 居住地： 調査中

④ 症状、経過：

1月30日 8時57分頃帰国。症状はなく、念のため検査で陽性。

⑤ 行動歴： 現在確認中

無症状病原体保有者 4 例目

① 年代： 50代

② 性別： 男性

③ 居住地： 調査中

④ 症状、経過：

1月30日 8時57分頃帰国。症状はなく、念のため検査で陽性。

⑤ 行動歴：現在確認中

◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。国民の皆様におかれては、過剰に心配することなく季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○武漢市から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあつては、武漢市の滞在歴があることまたは武漢市に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

(その他)

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV

(重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)とMERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

（ 令和 2 年 1 月 31 日
国家安全保障会議決定
閣 議 了 解 ）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1 に基づく取扱いについては、2 月 1 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前 0 時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前 0 時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1 の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上

国家安全保障会議の概要

◆平成25年12月4日：「国家安全保障会議」を設置

四大臣会合

162回開催（令和2年1月31日現在）

総理、副総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣

国家安全保障に関する外交・防衛政策の司令塔

- 平素から機動的・定例的に開催、実質的に審議
- 外交・防衛政策上の重要事項に関する関係閣僚の意思統一・方向性の確定（例：地域情勢、サイバー等の新たな分野に関する短期・中長期の政策、防衛装備移転三原則案件等）
- 不測の情勢を受けて、閣僚レベルで対応方針を迅速に確定（例：北朝鮮弾道ミサイル発射・核実験、ウクライナ情勢等）

九大臣会合

46回開催（令和2年1月31日現在）

総理、副総理、官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、
経産大臣、国交大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

国防に関する重要事項等を審議

- 旧安保会議の機能としての文民統制機能を継承（例：防衛力整備内容の主要事項、海賊対処行動に係る内閣総理大臣の承認、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等）

緊急事態大臣会合

（開催実績なし）

総理、官房長官、あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

重大緊急事態※への対処強化

- 重大緊急事態に関し、高度に政治的な判断を求められる重要事項等について審議。（例：東日本大震災規模の大災害）

※重大緊急事態

我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態（武力攻撃事態等は含まない。）

※緊急事態対応のための関係閣僚会議は必要に応じ別途開催している。

（例）エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、御嶽山噴火、シリア邦人殺害事案等

- 議長（総理）の判断により、必要に応じて、その他の国務大臣及び統合幕僚長を含め関係者を会議に参加させることができる（国家安全保障会議設置法第5条第3項、同第8条第2項）。
- 議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、副大臣がその職務を代行することができる（同第5条第4項）。

【参照条文】

(1) 国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）（抜粋）

（所掌事務等）

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

（略）

十二 重大緊急事態（武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十三 その他国家安全保障に関する重要事項

（議員）

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2～4 略

(2) 国家安全保障会議設置法第 5 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定に基づく国務大臣の指定に関する規則（平成 25 年 12 月 4 日内閣総理大臣決定）

1 国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣は、次の各号に掲げる事態（法第 2 条

第1項第12号に規定する重大緊急事態に該当するものに限る。）の種類の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣とする。

(略)

二十四 新型及び鳥インフルエンザ(国内外における人・人感染に限る。)

総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会委員長

(略)

三十二 その他重大緊急事態 事態に応じて内閣総理大臣が必要と認める国務大臣